

経営事項審査を受けていない者に係る申請の案内

財務省競争参加資格審査（建設工事）を受けるには、建設業法第 27 条の 23 に基づく経営事項審査を受け『総合評定値通知書』を提出する必要があります。

物品の製造、販売業者等のうち「畳工事」、「厨房工事」、「衛生施設等の工事」に準ずる行為を行う者又は建設業法第 3 条第 1 項ただし書きの者等、『総合評定値通知書』の提出ができない者は、これに代わる書類として『経営事項審査表』の提出があれば、建設業者とみなして資格審査を受けることができます。

上記に係る申請を希望する場合は、通常の申請書に添付する書類のほか、以下の書類が必要となります。

- (1) 経営事項審査表（中国財務局独自様式）
- (2) 財務諸表類（直前 2 年度分）
- (3) 登記事項証明書又はその写し（法人）